

業務指示書

ベトナム国ニャチャン海洋養殖研究開発センター建設計画フォローアップ協力（調査）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月13日 12時 まで

問合せ先： 調達部 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年1月18日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：養殖関連施設建設案件に係る調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／養殖設備整備）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：養殖設備整備
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 鉄鋼材防食対策/調達計画・積算】

- 1) 類似業務の経験：鉄鋼材防食対策/調達計画・積算
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 コンクリート塩害対策】

- 1) 類似業務の経験：コンクリート塩害対策
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月22日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0054 円 , US\$1 = 122.85 円 , EUR1 = 130.12 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／養殖設備整備
鉄鋼材防食対策/調達計画・積算
コンクリート塩害対策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.16 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年2月5日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国ニャチャン海洋養殖研究開発センター建設計画フォローアップ協力（調査）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/養殖設備整備	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 鉄鋼材防食対策/調達計画・積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： コンクリート塩害対策	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ベトナムでは、海産魚養殖の歴史が浅く、海産魚の種苗は天然物に依存していたため、種苗の安定的な生産・供給を行うための研究体制を構築することが課題となっていた。このため、ベトナム政府は、ベトナム中部のニャチャンにおける国立養殖研究開発センターの建設を立案し、同研究所において海産魚養殖の研究・技術開発を促進させるために必要となる施設・機材の整備について我が国に無償資金協力を要請した。

これを受け、「ニャチャン海洋養殖研究開発センター建設計画」が実施され、2004年2月に完工した。当協力により建設された施設、調達された機材の概要は以下のとおりである。

- 施設整備：養殖研究開発センター（親魚棟（約670m²）、飼育孵化棟（約1510m²）、管理・研究棟（約630m²）海水受水槽、ポンプ室等）
- 機材調達：養殖研究実験機材（生物餌料培養機材、孵化育成機材、栄養研究機材、魚病環境研究機材、小型作業船等）

ニャチャン海洋養殖研究開発センター（Marine Culture Research and Development Center in Nha Trang。以下「MCRDC」）の施設引き渡し後は、ベトナム政府機関や海外ドナーから依頼を受け、Grouper（ハタ科の大形食用魚）、Sea-bass（アカメ）、Snapper（フエダイ科の食用魚）、Shrimp（エビ類）、Mud-crab（ノコギリカザミ）等の養殖研究に取り組んでいる。

一方、施設・機材の老朽化に伴い、当該センターの建物のコンクリート躯体の剥離・膨張（塩害）や金属製附帯設備の腐食が進行しており、海水濾過装置や殺菌装置等の機材も故障し、当該センターの本来機能の低下が懸念されていることから、施設・機材の本来機能を復旧・改善して、持続可能な施設運営体制を整えることを目的とした本件フォローアップ協力が要請された。

2. プロジェクト概要

(1) 上位目標

ベトナムの沿岸零細漁業者の養殖漁業への転換と所得向上が図られる。

(2) プロジェクト目標

MCRDCが有効に活用される。

(3) 期待される成果

老朽化また塩害・腐食に起因する種苗生産施設・機材の不具合が解消され、MCRDCの種苗生産が安定的に実施される。

(4) プロジェクト内容【我が国への要請内容】

先方要請より、想定されているフォローアップ協力対象範囲としては下記の通り。

- 1) 鉄筋コンクリート構造物（地下水槽、地上建屋）および金属系附帯設備、鉄骨構造上屋建物の補修（塩害・腐食対策）。
 - 2) 養殖研究用の海水取水ポンプ2台の改修
 - 3) 殺菌設備の改修
 - 4) ろ過設備（4機）の補修
- (5) 対象地域
カンホア省ニャチャン市
- (6) 実施機関
ニャチャン海洋養殖研究開発センター（MCRDC）
- (7) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動
「漁業管理政策アドバイザー」（技術協力）2015-2017

3. 業務の目的

本業務では、施設・機材改修による MCRDC の機能回復を前提として、フォローアップ協力要請の背景、目的及び内容を把握し、フォローアップ協力の必要性及び妥当性を技術的・経済的に検討のうえ、フォローアップ協力の事業計画を立案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3.業務の目的」を達成するため、「5.業務の方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務の内容」に示す事項の調査を行い、業務の進捗に応じて「7.成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の方法

本調査においては、フォローアップ協力の事業計画を策定するために必要な情報を収集するため、1回の現地調査を予定している。現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 想定されるフォローアップ協力の範囲

フォローアップ協力の範囲としては、2.プロジェクト概要、(4)プロジェクト内容【我が国への要請内容】に記載のうち、各要請内容の優先度を確認し、先方の自助努力での対応可否についても十分に確認を行うこととする。

(3) 鉄筋コンクリート構造物の塩害の進行度合いについて

鉄筋コンクリート構造物の一部においては、すでに塩害に起因するコンクリートの剥

離・剥落が生じている状態にあり、塩害による劣化の進行度合いとしては、加速期～劣化期の状態にあると考えられる。

(4) 塩害の範囲と対策工の検討について

塩害を受けている構造物の範囲については、正確な情報がないことから、塩害を受けている構造物・範囲の特定と対策工法の検討のために、外観・（目視観察・打音法）、塩化物浸透状況の調査（携帯型分析器を用いた）の実施を想定しているが、別途、追加で必要な調査がある場合は、プロポーザルにて提案を行うこととする。その場合、費用については別見積りとする。

(5) 既存設備機材の改修について

設備機材の更新を計画する場合は既存設備機材との互換性を十分確認することとする。また、定期交換が必要な部品の流通状況も考慮し、維持管理に関する手間・コストがかかる、調達が困難等、先方にとって不利益が生じないよう留意の上、規格・グレード等を検討する。

(6) フォローアップ協力の事業計画の策定について

施設の塩害に対する恒常的な対策法は塩害の進行度・範囲により、必要となる技術難易度も異なることから、事業計画の策定を進めるにあたっては、費用対効果、フォローアップ協力（補修工事）実施の調達先として想定される現地施工業者の技術的能力も十分に考慮して、フォローアップ協力実施の妥当性を検証することとする。検証の結果、フォローアップ協力の内容にそぐわないと JICA が判断した場合は、概略事業費積算資料の作成については、当業務から削減することで契約変更を行うこととする。

(7) 施設運営・維持管理の改善に向けた提言について

MCRDC の施設運営・維持管理体制については財務面も含めて十分にレビューを行い、本 F/U 協力の効果の持続性を確保するために MCRDC が講じるべき措置等、施設運営・維持管理の改善に向けた提言を行うこととする。

6. 業務の内容

(1) 国内準備

1) インセプションレポートの作成

当初案件の基本設計調査報告書等、関連資料の収集・分析、関係者へのヒアリング等の結果を踏まえて、プロジェクトの全体像を把握の上、調査全体の方針、調査計画を検討したうえで、インセプションレポートの作成を行う。インセプションレポートには、最低限下記項目は含めることとする。

- ア. 本業務の目的・内容・全体工程
- イ. 現地調査の目的・内容・手法・調査日程
- ウ. 先方への確認事項・質問票・便宜供与依頼事項
- エ. 今後の調査・協力の進め方

2) 現地派遣前打ち合わせ

インセプションレポートについて、JICA 資金協力業務部に対して説明を行うとともに、JICA 資金協力業務部が実施するフォローアップ調査団派遣前打ち合わせ等に参加する。なお、インセプションレポートは、現地調査前に JICA 資金協力業務部・ベトナム事務所を通じて MCRDC に電子データで配布し、上記ウ.「先方への確認事項・質問票・便宜供与依頼」については、MCRDC に現地調査実施時に回答文書を提出するように依頼する予定である。

(2) 現地調査

1) インセプションレポートの説明・協議

インセプションレポートの内容を JICA ベトナム事務所、MCRDC に対して説明し、協議・確認を行う。また、「先方への確認事項・質問票・便宜供与依頼」について回答書を回収し、内容を確認する。

2) MCRDC 組織概要のレビュー

MCRDC のヒアリング、既存資料収集等を通じて、以下の点を確認する。

- ア. 組織・人員
- イ. 事業計画（中期計画も含む）
- ウ. 主要養殖研究活動とその成果（研究成果の活用含む）
- エ. 財務・収支状況
- オ. 研究機材等の新規導入・更新計画
- カ. 施設維持管理体制

3) フォローアップ協力要請内容の確認

MCRDC との協議を通じて要請内容を確認し、その背景、目的、内容、先方実施体制、要請されている各コンポーネントの優先度・緊急度を確認する。

4) コンクリート構造物の外観調査

目視、及び打音法によって、ひび割れの特徴、コンクリートの愛く剥離・剥落、漏水の範囲を把握する。

5) コンクリート構造物の塩化物浸透状況の調査

携行型の簡易成分分析器等を用いて、コンクリート構造物への塩化物イオンの浸透範囲を確認し、上記 4) の結果も考慮して、塩害を受けているコンクリート構造物・範囲を特定する。

6) 鉄骨構造上屋建物の腐食状況確認

外観の目視等により、腐食範囲・状況を確認する。

- 7) 故障機材の状況確認
 2. プロジェクト概要、(4) プロジェクト内容(先方要請)に記載の機材について、故障・不具合の状況について確認する。
- 8) フォローアップ協力の対象とする事業内容案の検討
上記1)～7)を踏まえて、フォローアップ協力の妥当性を検討のうえ、本フォローアップ協力の対象とすべき事業内容案の内容について検討を行う。
- 9) 調達/積算情報の収集
上記8)で提案された事業内容案を本フォローアップ協力事業で実施するうえで必要と想定される現地調達情報や、概算事業費積算時に必要となる現地情報を収集する。特に、塩害対策工の技術的難度の視点から、現地施工業者の技術力について十分確認を行う。
- 10) 先方負担事項の確認
フォローアップ協力事業の実施に必要なMCRDC側負担事項(免税措置等)について項目を整理する。なお、相手国側負担事項についてはMCRDCとJICA資金協力業務部が協議し文書にて合意するが、免税手続き等、具体的な手続きの内容、所要日数については本業務にて確認する。
- 11) 協議議事録の作成支援
上記現地調査結果を踏まえ、MCRDCとJICAが署名する協議議事録の作成に協力する。
- 12) 現地調査結果概要の報告
現地調査結果概要についてはJICAベトナム事務所に報告する。

(3) 国内解析

- 1) フォローアップ協力の事業計画の策定
現地調査の結果、JICA資金協力業務部と協議しつつ、以下を含む計画を策定する。
 - ア. 事業内容(施設の塩害・腐食対策工の検討を含む)
 - イ. 施工業者調達計画・機材調達(機材据え付け含む)
 - ウ. 調達・施工監理計画
 - エ. 先方負担事項(免税・通関手続きについては具体的な手続き内容含む)
 - オ. 実施工程
 - カ. 維持管理計画
 - キ. フォローアップ協力実施の妥当性の検証
- 2) フォローアップ協力による期待される成果の検討
現地調査の結果、上記1)を踏まえて下記項目について検討・整理する。
 - ア. フォローアップ協力の上位目標、目標

イ. フォローアップ協力の効果・効果指標（施設の省エネ化による運営効果も含む）

ウ. 施設運営・維持管理の改善に向けた提言

3) 概略事業費積算資料の作成

上記 1) の計画を踏まえて、事業の積算を行い、この結果を概略事業費積算概要書としてとりまとめる。積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照することとし、JICA 資金協力業務部に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

4) フォローアップ調査報告書の作成

上記、(2) 現地調査結果、(3) 国内解析の結果を取りまとめる形でフォローアップ協力調査報告書を作成し、JICA 資金協力業務に提出する。ただし、上記 3) 概略事業費積算資料の作成については、本報告書の内容には含めないこととする。

7. 報告書作成手続き等

本業務において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、3を最終成果品とする。なお、以下に示す部数は最終的に提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

また、フォローアップ調査報告書の英文版については、フォローアップ協力の事業計画内容等、MCRDC に共有が必要と判断される内容のみを対象に作成することとする。内容については、MCRDC 及び JICA との協議によって決定することとする。

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

	タイトル	部数	形式	備考
1	インセプションレポート	英文 4部 (2部は先方用)	簡易製本	
2	現地調査報告書	英文 4部 (2部は先方用) CD-R 1枚	簡易製本 CD-R	
3	フォローアップ調査報告書	和文 2部 英文 2部 CD-R 2枚 (和文一式、英文一式)	製本 CD-R	英文報告書の内容について別途協議する。
4	概略事業費積算概要書	和文 1部	簡易製本	

7	収集資料	CD-R 1枚	CD-R	入札関連資料（図面等含む）、収集資料・データを格納
---	------	---------	------	---------------------------

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査の工程について、2015年2月下旬より国内作業を開始し、フォローアップ調査報告書を2016年5月下旬までに提出することとする。現地調査の時期は3月上旬を想定しているが、上記全体工程の範囲内で調整を可能とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体：約3.16MM

現地業務：1.41MM

国内業務：1.75MM

(2) 業務従事者の構成

業務主任／養殖設備整備（3号）

コンクリート塩害対策（3号）

鉄鋼材防食対策/調達計画・積算（4号）

注）業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、上記記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. JICAからの現地調査への参加団員構成と工程（案）

(1) 団員構成：総括

(2) 現地調査工程：約5日間

(3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

4. 相手国の便宜供与等

特になし。必要と想定される事項があればプロポーザルにて記載すること。

5. 参考資料

本業務に関連した「ベトナム社会主義共和国 ニャチャン海洋養殖研究開発センター建設計画基本設計調査報告書」が、JICA図書館ポータルサイトから閲覧可能である。

<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>

6. 現地再委託

特に想定はしていないが、本業務において、業務の一部を現地再委託することにより、業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。この場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法等について、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。なお、現地再委託費に関しては本見積もりに含めることとする。

7. その他の留意事項

(1) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(2) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができ、会計年度毎の精算は必要ない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上